

『年金研究』掲載原稿の著作権規程

1. 著作権の帰属

『年金研究』に掲載された原稿（以下「著作物」という）については、その著作権は執筆者に帰属するものとします。

2. 執筆者に承諾していただく事項は以下のとおりです。

- (1) 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構は、著作物を『年金研究』のウェブジャーナル記事として排他的に刊行することができます。
- (2) 執筆者が、著作物を出版または電子的その他の方法で公開する場合は、(1)の刊行後とし、『年金研究』を出典明示します。
- (3) 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構は、著作物を、執筆者に通知し、同意を得た上で、同機構発行の他の出版物(電子版を含む)の一部として出版することができます。
- (4) 第三者は、著作物を私的利用のために、紙、電子的なメディア、またはその他のメディアに複製することができます。
- (5) 抄録・索引サービス機関等は、著作物の書誌および著者抄録をそのデータベースに使用することができます。

3. 著作物についての保証義務

- (1) 執筆者は、本著作物が第三者の著作権と、その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する義務があります。
- (2) 執筆者は、原稿中で他者が著作権を保有する図表、写真等の文章以外のものを使用する場合は、原著作者の了解を得るとともに、原著作者が上記の条項(2の(1)~(5))に合意していることを保証する義務があります。なお投稿原稿中に、公正な慣行に合致する引用を超えた他者の著作物が含まれている場合も同様です。
- (3) 原稿中の翻訳・翻案等の二次的著作物について、他者が著作権を保有する文章を使用する場合は、執筆者が、原著作者との間の著作権処理(翻訳権、翻案権等の許諾)を必ず行ってください。

4. 著作物の二次利用

執筆者が『年金研究』掲載論文を他の印刷物へ二次利用する場合には、事前に『年金研究』編集部にご連絡ください。

5. 上記2を確認するため、原稿が『年金研究』に掲載されることが決定した時点で、執筆者は[利用許諾同意書\(別紙様式\)](#)を提出願います。この利用許諾同意書への署名・捺印が掲載の条件となります。

6. その他、著作物の著作権に関して疑義を生じた場合は、当法人『年金研究』編集部にご相談ください。

付則

1. この規程は、2015年4月10日から施行する。